
条 例

横 浜 市 住 宅 宿 泊 事 業 の 実 施 に 関 す る 条 例 を こ こ に 公 布 す る 。

平 成 30 年 3 月 5 日

横 浜 市 長 林 文 子

横 浜 市 条 例 第 1 号

横 浜 市 住 宅 宿 泊 事 業 の 実 施 に 関 す る 条 例

(趣 旨)

第 1 条 この 条 例 は、住 宅 宿 泊 事 業 法 (平 成 29 年 法 律 第 65 号。以 下 「 法 」 と い う。) 第 18 条 の 規 定 に 基 づ き、法 第 2 条 第 3 項 に 規 定 す る 住 宅 宿 泊 事 業 (以 下 「 住 宅 宿 泊 事 業 」 と い う。) の 実 施 を 制 限 す る 区 域 及 び 期 間 を 定 め る も の と す る。

(住 宅 宿 泊 事 業 の 実 施 を 制 限 す る 区 域)

第 2 条 法 第 18 条 の 規 定 に よ り 条 例 で 定 め る 住 宅 宿 泊 事 業 の 実 施 を 制 限 す る 区 域 は、都 市 計 画 法 (昭 和 43 年 法 律 第 100 号) 第 8 条 第 1 項 第 1 号 に 規 定 す る 第 一 種 低 層 住 居 専 用 地 域 及 び 第 二 種 低 層 住 居 専 用 地 域 (以 下 こ れ ら の 地 域 を 「 低 層 住 居 専 用 地 域 」 と い う。) と す る。

2 住 宅 宿 泊 事 業 を 営 む う と す る 法 第 2 条 第 1 項 に 規 定 す る 住 宅 の 敷 地 (建 築 基 準 法 施 行 令 (昭 和 25 年 政 令 第 338 号) 第 1 条 第 1 号 に 規 定 す る 敷 地 を い う。) が、低 層 住 居 専 用 地 域 の 内 外 に わ た る 場 合 に つ い て は、当 該 敷 地 の 2 分 の 1 以 上 が 低 層 住 居 専 用 地 域 に 属 す る と き は、当 該 敷 地 の 全 部 に つ い て 前 項 の 規 定 を 適 用 す る。

(住 宅 宿 泊 事 業 の 実 施 を 制 限 す る 期 間)

第 3 条 法 第 18 条 の 規 定 に よ り 条 例 で 定 め る 住 宅 宿 泊 事 業 の 実 施 を 制 限 す る 期 間 は、月 曜 日 の 正 午 か ら 金 曜 日 の 正 午 ま で と す る。た だ し、国 民 の 祝 日 に 関 す る 法 律 (昭 和 23 年 法 律 第 178 号) に 規 定 す る 休 日 及 び そ の 前 日、1 月 2 日 並 び に 同 月 3 日 の 正 午 か ら こ れ ら の 日 の 翌 日 の 正 午 ま で に つ い て は、こ の 限 り で な い。

附 則

こ の 条 例 は、平 成 30 年 6 月 15 日 か ら 施 行 す る。